

第1回（仮称）門真市自治基本条例制定検討委員会議事録

平成22年9月1日（水）

別館3階 第3会議室

司 会： 只今より第1回（仮称）門真市自治基本条例制定検討委員会を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、序議に引き続きましてのご出席となりますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

さて、本委員会であります。本市の自治に関する基本的な理念や市政運営の基本的な事項を定める（仮称）門真市自治基本条例の制定に向け検討を行うことを目的とし、（仮称）門真市自治基本条例制定検討委員会設置要綱に基づき、設置するものであります。

まず、会議に先立ちまして、本委員会設置要綱第4条第2項の規定に基づきまして、委員長は小西副市長に、副委員長は北村副市長となっておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。それでは、開会にあたりまして、小西委員長より一言、ご挨拶をお願いいたします。

委 員 長： それでは、一言ご挨拶申し上げます。

設置要綱によりまして（仮称）門真市自治基本条例制定検討委員会の委員長を勤めることになりましたのでよろしくお願い申し上げます。今回、自治基本条例を制定する背景と致しましては、地方分権一括法が施行されまして、はや、10年が経過しました。本年6月には「地域主権戦略大綱」が閣議決定され、「地域のことは地域で考え、決める」という自己決定・自己責任のもと、自治を進めることが、強く今求められているところでございます。

また、昨年度策定した第5次総合計画におきましても、全てのまちづくりの基本目標を達成するために「協働」を基本姿勢として位置づけておりまして、本市の今後の発展には、協働を基軸として、市民、行政の役割分担のもと、まちづくりを行っていく必要があると考えております。

このようなことから、市政運営の基本的な事項を定め、

自治に関する基本的な理念の確立にむけた考え方を示す自治基本条例の制定に向け検討してまいりたいと考えておるところでございます。

今回、委員の皆様のご協力をいただきまして、委員長の内任を果たして参りたいと考えておりますのでよろしくお願いしたいと思っております。

司 会： ありがとうございます。それでは、これからの議事の進行を小西委員長にお願いいたします。

委 員 長： それでは、議事次第にしたがいまして、進めてまいりたいと思っております。

まず、最初の案件につきましては自治基本条例についてであります。

それでは、事務局より説明をお願い申し上げます。

事 務 局： それでは説明に入らせていただきます前に、本日配布させていただきます資料の確認をお願いいたします。

資料は、第1回（仮称）門真市自治基本条例制定検討委員会次第、**資料1**自治基本条例について、**資料2**スケジュール（案）、**資料3**委員名簿、**資料4**委員会設置要綱、**参考資料1**自治基本条例のパターン、**参考資料2**大阪府内の自治基本条例比較表、**参考資料3**（仮称）門真市自治基本条例検討ワーキンググループメンバー名簿、そして**参考資料4**（仮称）門真市自治基本条例検討ワーキンググループ設置要領でございます。

皆様揃っておりますでしょうか。

不足の資料がございましたら事務局まで申し出ていただきますようお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、自治基本条例について、ご説明申し上げます。**資料1**をご覧ください。

まず、自治基本条例でございますけれども、自治基本条例と申しますのは、特に法律の根拠があるようなものではないでございます。

ただ、近年この10年間におきましては、全国におきま

して、こういった自治基本条例と呼ばれる、名称は色々様々でございますが、自治基本条例というのが各自治体で論議され、また制定されております。

それではご説明申し上げます。まず、1番、自治基本条例とはというところでございます。まず、自治基本条例とはやはり自治に関する基本的な理念、また市政運営の基本的な事項を定めるようなものでございまして、こういったことが制定されますと、こういったことを原則として、色んな既存の条例であったり、色んな事が計画につきましても、こういったことが自治基本条例を基に運用されますので、最高規範、いわゆる自治体の憲法と言われている由縁でございます。

また、2番の自治基本条例の内容でございますけれども、これは自治体によって様々でございますけれども、一般的な形といたしましては、2の図であったり、ここに書いてます、1の前文から始まり、19の条例の位置づけといったような、こういった内容が盛り込まれたものが自治基本条例として一般的なものとして現在ございます。

続きまして3ですけれども、こういった条例制度の背景と意義でございますけれども、やはり、何と言いましても地方分権一括法が施行されました。こういった中で先ほど委員長のお話の中にもありましたように、やっぱり地域のことは地域で、まあ自己決定、自己責任といった自治体の自主性、主体性というのが強く求められております。こういったことを受けまして、現代社会におきまして、やはり市民が主体的に動く、こういったまちづくりというのは強く求めておりまして、市民主体のまちづくりというのは今後いわゆる協働によるまちづくりの推進につながってまいります。まあこういった背景ございまして、色んなところで、呼び名も色々ございますけれども、やはり自治基本条例といったものが制定されているというのが全国的な背景でございます。

4番にありますように、全国のお取り組みとしましては、この10年間非常に進んでおりまして、現在では150を超えるような自治体で制定されてございまして、ちなみに、府内では池田市などをはじめまして、11市で制定されてお

ります。5番になぜ自治基本条例が必要かということをご
ざいますけれども、本市におきましては、21年を公民協
働元年と位置付けておりまして、さらにこの本年できた
た、門真市第5次総合計画におかれましては協働といた
たことがやはりまちづくりの基本目標を達成するための基本
方針であるという位置づけをしておりまして、今後さらに
公民協働を進めていくためには、こういった市民が、主体
的に市政運営に参加していくという基本的なルール、また
そういった考え方が必要だろうという観点から条例制定を
考えております。その中で、6番になりますけれども、条
例制定の基本的な考え方といたしましては、3つ掲げてま
すように、まず、やはり市民が主体ということですので市
民目線による制定といったことをございます。それと、や
はり市民との協働ということを受けまして、地域主権とい
うことをございますので、そういった地域の個性とか市民
の主体性を尊重した、市民との一体的な今後色んなことが
求められますので、こういったことがやはり条例に盛り込
まれる。それと、やはり、制定の中で、市民の皆様には情
報提供ということも重要でございますので、今後市のホーム
ページ、又は広報紙を活用いたしまして、さらに市民アン
ケート、企業、団体さんなどのヒヤリング、また市民説明
会やパブコメも、こういったことも含めまして、やはり市
民の皆様とこういたことにつきましては検討していきたい
ですし、我々も可能な限り情報提供して、意見をお伺い
するというような姿勢で考えております。7番の制定体制
でございますが、まず市民検討委員会、先ほど申し上げま
したように市民目線ということをございますので、やはり
市民主体となった市民の皆様で構成される市民検討委員会、
これには学識経験の方々にも入っていただく予定でござい
まして、さまざまな情報等検討します検討部会、それと検
討部会からの内容を踏まえまして条例化に向けて体系化す
るための条例原案を策定する策定部会、この2段階になっ
ております。それを受けまして、この条例制定検討委員会、
本委員会でございますけれども、これを設置しまして、最
終、条例としては市長が議会へ提出するということをござ
いますので、最終、皆さんの市民の検討委員会から報告さ

れた条例原案に基づきまして、市としての検討を行い、条例原案を検討するという組織でございます。最後に、条例検討ワーキンググループの設置ということでございまして、庁内の公募職員によりますワーキンググループを設置しまして、ワーキンググループ独自の検討、また、市民検討委員会、検討部会とやはり色んな情報交換をしまして、市民の皆様と職員が一体となって、この条例の制定に向けて考えていくということで、これらはあの、企画課の事務局を含めまして、公募職員はボランティア参加という形で今後進めていくという状況でございます。

以上簡単でございますが説明をさせていただきました。

委員長： 一応以上で条例制定の内容、の考え方等説明がございましたが、ご意見とかご質問等ある場合は、ちょっと挙手を願いたいと思います。整理させていただきますので。

何かこの内容につきまして何でも結構です。じゃあ、説明としては何かご意見は特によろしいでしょうか。

委員： あの、色々と各部局よりたくさんの方の公募委員についてのご配慮がありましたけれども、本当にまあボランティアということで、企画も当然ボランティアということできたいと思っております。ボランティアでなかなか市民の訴えが得られにくいという、まあ池田市もそういう形で地域づくりをしていったりしていたんですけれども、それに習って我々もちょっと色々ありますけれども、ボランティアで市民と一緒に考えていくことでしていきたいと思っております。職員もまあ各職場で迷惑かけることもあるかもしれないですけれども、何卒ご配慮の方お願いしたいと思います。あの、このちょっと参考資料の1以降で自治基本条例のまあ一般論が取り決めてあるんですけど、大きくまあ2つの合わせてしていただいたら全体的に分かるんじゃないですか。

事務局： では、参考資料1をご覧くださいませでしょうか。

自治基本条例のパターンでございます。見ていただきますと、箱が4つございまして、先ほど申しましたように、

全国150を超える自治体で色んな自治基本条例というのが制定されておりまして、見ていただきますと、例えば箕面市なんかまちづくり理念条例といったような呼び名も様々でございます。

そういった色々なものを見まして、類型を我々企画課としまして分析を色々しまして、だいたいこういった全国の状況見ますと4つのパターンになろうかと考えておりまして、これは我々門真の企画課が分類したものでございまして、まあ色んな解説本ございまして、色んなご意見もありますけれども、この4つがだいたい定着しているような形でございますけれども、①が理念型でございまして、この10年ほど前からこういったことが出てきておりますので、やはり、時間が経てば、色んなサンプルを見て色んな工夫なりされているようなところが多いですけれども、この①番の理念型というのは見ての通り、条文も他と比べましたらシンプルな形となっております、一言でいえば、名前の通り理念をかかげているようなことございまして、先ほど言いました基本的な事項というのが理念というようなベースで書かれておる条例でございます。

②番の市民参加制度規定型と言いますのは、この理念型にですね、さらに膨らんでおりまして、いわゆる市民が参加していくというようなことが盛り込まれております。大都市の例を挙げておりますけれども、例えば、十二条以下のアンダーライン引いております部分が、やはりこういったことが市民参加ということで①番の理念型から発展と申しますか、理念型につけ加わったような形になっております。③の市民参画制度運用型(内在型)と書いておりますけれども、これはさらに市民が参加というのを参画ということでもっと市民が主体というようにところに重点おかれた項目が出ておりまして、十五条にアンダーライン、地区市民協議会というのが書いておりますように、いわゆるこの岸和田市でもだんじりというのがありまして、そういった組織もあるんですけれども、そういったことも踏まえて、この岸和田市が持つ地域の特性の中でやはり、地区の市民のみなさんが元気に活動できるようにというようなことを盛り込んでおりまして、こういったことができあがるのはやはり、

地区がそれぞれ地域地域の中で元気になっていけば市全体が盛り上がっていきこうという、現在我々が5次総で目指しているようなものでございます。

こういった地区市民協議会といった考え方は非常に全国でも今そういった動きになっておりまして、我々門真市としても企画課としても、こういう形があれば門真が元気になってまいりますという風に考えておりますので、この門真市としてもこういった地区市民、例えば小学校単位で校区での協議会、コミュニティー協議会というものがどんどんできれば、まあ教育のレベルでは、中学校単位でここ2年程でできて活発化しているようですけれども、さらにそれが膨らんだような形で、自主防災組織も含むとか色々な形で、小学校単位で協議会、地区コミュニティー協議会ができて活発化すれば、門真全体が元気になるという風に考えております。

また、色々な形で市政にも参画していただけるというふうなところからこういうことを目指して参りたいなという風には考えております。で、④番の同じく市民参画制度運用型(外出し型)と書いております。

これは、③番で申し上げましたように、地区市民協議会という条文が自治基本条例の中には入っておりませんが、この箱の中のもうひとつ箱で、池田市地域分権の推進に関する条例ということで、この中で協議会の設立というのが謳われておりまして、これは自治基本条例と別の条例を立てて、それをやっけていきこうということです。

結果、岸和田市の内在型と同じような結果でございますけれども、自治基本条例の中に含んでいるのか、いわゆる外出しにして別条例をたてていきかということで、その違いはございます。この例で書いておりますように、例えばどういう風に発展していくかと、岸和田の例でも一緒ですけれども、概要としては、ここにいわゆる地域で予算提案権なども持っていて、あくまで提案権でございますけれども、先ほど言いました、小学校単位でそういったコミュニティーができますと、そこでその地域でほしい防犯とか、ここの道路もっと整備してほしいといったことを地域の市民の方で自ら考えていただいて、市に対して予算提案

してもらおうというようなことが池田市でなされておりました、これはちょっと最近こういう動きも出ております。

こういったことも我々は考えていかなければならないなと、本当に市民が望む形で、色んな形で整備していくと、よく言う税金投与していらんもん作りやがってという風なことも過去直接聞かせていただくことがありまして、そういったことも避けれる一面があり、より直接住民の方が望まれる形で予算というのが配分、還元されるという形になるかと思っております。こういったものがありますので、今申し上げました、理念型から始まりますけど、やはり③番④番の市民参画制度運用型というようなところが現在では強く求められているようなところが現状でございます。

以上でございます。

委員長： 以上説明がありましたけど、この説明に関しましても、何かご意見等ございましたら。

委員： このパターン4種類ありますけれども、これは担当課の方でだいたいこうゆう4種類ぐらいに分けて、というような分け方なのですか。

事務局： はい、我々企画課として分類したものでありますので、あくまで一例といったらおかしいですけど、色々解説本とかございまして、だいたい似かよったような風には言われておりますので、だいたいこういった形がパターンとしては見受けられるということでございます。

委員： ちなみにその残りの7団体はどこに当てはまるんですか。そういうのは検証したのですか。

事務局： 7団体・・・あ、この以外ですか。見ておりますが、今、どれが どれかというのがちょっと頭に入っておりません。申し訳ございません。

委員： うちの門真市としてはその4種類の中のどれを目指していくというのまでは決めてないのですか。

事務局： 今申し上げましたように、最近の様相ですとやはり③番④番が求められているようでございますし、冒頭で申し上げました市民検討委員会というのが中心となって、市民の皆様で検討していただきますので、これをやりたいというのではなく、市民検討委員会の中で検討されると思います。ただ、白紙状態で一から決めてくださいというのなかなかかしんどいものがございますので、そういった意味では学識経験の、大学の先生なんですけれども、入っていただきます。その中でどのほどスケジュール申しあげますけれども、細かい日程になりますけれども、①番から冒頭講義ということで、まず自治基本条例とはどういうものかを示す、そういった中で市民検討委員会の中で勉強していただいて、こういった参考で他市の状況とかを見ていく中で、出てくると思いますので、門真市としてこういう条例作ってくださいということの制定方法は考えておりません。

委員： 門真の場合はどっちかというところ、市民の意識というより、地方自治に対する、町のことに對する、意識というものが余計に低いと思います。過去からでも住民運動もおこってるのも少ないし、それだけその意識が低いのではないかなと、最近思います。それで、定住性が低いという現れやと思うんですけれども、そういうところの中で言えば、もっとある程度、門真市としてこういうのを目指すといたしたそういう風な方向の方がかえって、前に進むのではないかなという気はしますね。

事務局： 5次総の時に色々調査したんですけれども、その時やはり定住志向というのが出てきております。

やはり老朽化していく住宅が建て替わるということで、木賃が一戸建てに代わったりとかいうことで、定住志向というのが数字であらわれておりますので、今、門真は変わりつつあるのかなと思います。先日あった事業仕分けにつきましても、抽選するくらいのかかなりの応募があったということと、我々もこの市民検討委員会を広報に載せまして、30名という目標も持ってやったんですけれども、23名の方が応募いただきましたので、おっしゃっているように、

例えば情報公開につきましても、他市に比べますと、請求件数が少ないということで、オンブズマンの方が、結果少ないように思われますけれども、逆に我々としては、市政については理解していただいているのかなという期待も込めまして、なかなかおっしゃているようにめちゃくちゃ低いというよりも今変わりつつある。で、もっと変わってほしいという仕掛けにもなろうかと思っていますので、そういった意味でも強く方向性というのは示さずに、市民検討委員会の中で主体的に制定原案、条例原案を考えていただきたいなという考えです。そのために1、2回開くだけで決めるのではなく、原案示してこれで良いですかと承認の検討委員会ではなく、本当に策定していただくということで、ほぼ1年間かけてやっていこうというスケジュールの意図でございます。

委員長： 市民の検討委員会というのでその方向性を見出すということですがけれども、方向性は検討していただくと、ある程度の方向性は出てくるかなということも考えられると思っておりますけれどもどうですか。

事務局： あの学識の大学の先生には、そういった門真の状態もすべてお伝えしておりますし、5次総もじっくりよんでいた中で今門真の目指す形というのは、十分ご理解いただいておりますので、そういった策定部会、検討部会の中で直接入っていただいて、そのあたりのキーワードになることは、学識の方から市民検討委員会に色々伝えていただけますので、それを受けた市民のみなさんが主体的で判断していただけるという風に考えております。

委員長： そういう方向性等も含めて今後の展開の説明がありましたけれども、他になれば、次のスケジュールの方に・・・。

副委員長： 今ちょっと見させていただきますと、各条文ですね、これと現行の例にそれぞれありますね、資料になってますね、個人情報保護条例にしても、それからこの小型の美しい町づくり条例もありますし、現行の法規はこの下にみなひ

つついてくるわけですか。その辺の制度整備を一つ一つ歴史を見ながら、ここについてくる令規は今持っているこの住民投票なら住民投票の理念だけを書いて、条例か何かそういう制度をまたひっつけていくという、こういう作業を一つ一つしていくわけですか。

事務局：

はい、制定作業の中では未知数の部分もございますし、他市の状況とか色々考えますと、やはり色々な段階、初期はやはり色々なブレインストーミングのような形で色々な意見が出て、色々な行政の不満がいっぱいできて、その中で課題が出てきたりとかいうことで、次のステップに行くと、やはりそれはどうまとめていこうか、ベースには自治基本条例とは何かということが当然理解していただいた上ですけれども、そういった中で初期は色々な問題が出てどうなるんかないというよなとこなんですけども、やはり回を重ねるごとに市民のみなさんも、またこれを整理していこうということで、最終条例原案になっていっているというのが他市の状況でございますし、本市もそういう流れにはなろうかと思えます。

また、そういったところで学識経験者からもアドバイスであったり、いわゆるファシリテートというのは我々としては担っていただくつもりでございます。

そこで、やっぱり門真市の条例ですので、門真市条例間で矛盾があったりというのは絶対避けなあかんという話です。

ただ、どこまで市民検討委員会の原案を担っていただくかということですが、そこで、どこまで具体のものが出てくるかというところで、その時の判断にはなろうかと思えますが、やはり暴走ということもあるかもわかりません。

そういったところでは当然職員もワーキンググループとして入っていますし、学識経験からはそのあたりは色々な整理はしていただけたらと思いますので、最終はこの本委員会の皆さんで、条例案ということについては検討していただきますので、出てきた原案そのものが条例案になるということではございません。

まあ、最終そういった意味では皆さまにはご検討いただ

くということにはなると思います。で、今申し上げましたように、市民検討委員会が主体となってやっていきますので、後ほど申し上げますスケジュールも予定通り進むのか、また色んなどう発展していくのかということについては、中間報告という形でさせていただきます。

その辺りで、時間経過とともに形は見えてこようかと思っております。

副委員長： よく分かりました。あの、後でスケジュールの箇所でも出てくるかと思いますが、現行の令規の改廃もあるやろうし、新規の条例のまた請求もしていかなあかん。その辺のトータルの議論が非常にこれ大事になってくるかと思しますので、その辺のまあ考え方だけ、よく大事にさせていただけるということで、よろしくお願いします。

委員： あの、議会関係の規定も見受けられるかなと、この案件の中でね、ちょっとスケジュールの方で話聞こうかなと思ったんですけど、議会の方で関わりは、その辺はどのようにお考えになられていますか。全般論で結構です。

事務局： はい。あの、議会につきましては、これは本当にできあがりかどう風になるか分かりません。で、先ほども言いました、150を超える団体を見てますと、我々も準備期間として色んな団体を直接訪ねていたり、色んな形で調査した中で、市民検討委員会で原案の中で議会の責務は入っていたけれども、最終は抜けたとか、逆にそういった動きをうけて、議会自らが特別委員会作ったりとか、自ら任意の勉強会を組まれたりとか、それは市によって様々でございまして、我々としましても、これを作るので議会に対して何か能動的にしてくださいということは言えることではないというふうに考えておりますので、議会として主体的にどうこれに反応されるのかなというのは、今後動いていく中で報告は当然議会に対してしてまいります。その中で議会が主体的にどう動かれるのかなというのは、我々としても今、期待と、不安は別にございませんけれども、そういうような状況でございまして。

委員：　　そうしますと、この策定に向けたこの全体の軸の中に議会又は議員とかいうような部分との協議とかそういう考え方は基本的にはないということですよ。

事務局：　　我々の今のところでは、特には考えておりませんが、あの市民検討委員会の中で必要という意見が出てまいりましたら、当然我々としても議会と調整なり、働きかけていくのは必要が生じてまいりましたら対応していく予定でございます。

委員：　　市民検討委員会ですからね、議会も相当なものがあると思いますし、現実にはそこだけ干されている状態も聞いてますし、その辺の調整が非常に大事になる、難しいと思いますけども。基本的には議会は、まあ当然一定の報告とかはあるけども、その枠の中には入ってとは言わないつもりなんやね。

事務局：　　今のところはそういう予定はございませんけれども、どう発展していくかというのは、ちょっと分からないというところでございます。

委員長：　　他に質問ございませんか。なければ、またあのスケジュール等にまいりますので、その時に質問願いたいと思います。それでは次の、条例制定スケジュールについてというところの説明をお願いします。

事務局：　　資料2をお願いいたします。スケジュール案でございます。

全体としましては、22年度23年度の2年度を考えておりまして、検討の期間としましては、今のところスケジュールでは、この9月から来年9月という、ほぼ1年間で考えております。最終は来年の12月の議会に提出できればというようなスケジュールを考えております。

スケジュール表なんですけれども、上の左側に策定の基本的な流れという項目がございまして、2つ項目ごとの検討、課題検討と条例原案作成という2つ、またその中には

4つ自治基本条例とはとか、市民個人の課題であるとか、議会行政の役割、こういった箱がございませけれども、これはちょっと事前に学識の先生の考えを聞くなかで、こういった項目が予定されるという、あくまで予定でございまして、これは市民検討委員会の中で、項目が増えることもありますし、この予定が早まったり、遅くなったりすることもございます。

今申し上げました、項目ごとに市民検討委員会等でさせていただきますので、黒く塗っている箱のところをだいたいこの時期にこの項目が検討されていくだろうという予定でございませ。

大きい項目の真ん中が市民等というのがございまして、パブリックコメント、市民説明会、市内企業団体ヒヤリング等市民アンケートにつきましては、黒くぬっているところの時期に、項目を考えております。当然パブリックコメントなんかは、条例制定直前でございませるので、この策定の度合いによって変わってきます。

庁内検討組織としましては、庁議、これは当然議案になりますので庁議、それと条例制定検討委員会、この本委員会でございませが、9月のところに黒印がございまして、まさしく今の状況でございませ。

最終は来年の9月に条例原案に対しての行政の立場からの意見を整理し、条例案の決定という作業が最終でございますのでよろしくお願いいたします。

その来年の7月のところにも黒い丸がございまして、ほぼ素案ができあがりましてお知らせして、また条例案の決定にむけての検討の期間がございませ。ちょうど真ん中で年越した1月ぐらいに丸がございませけれども、この辺りでいったん中間報告という形になりますのでよろしくお願いいたします。

あと、条例検討ワーキンググループがございませ。

これはほぼ1番右側の市民検討委員会、三角が策定部会、四角が検討部会と書いておりまして、ワーキンググループにつきましては基本、検討部会、市民の検討部会との情報交換というのがございませるので、この部会の時に一緒に検討していただくというのが前提でございませ。

ただ、市民検討委員の入らない、ワーキンググループのみでの検討ということも必要となってきますので、それはこの黒丸以外のところで自主的、主体的にワーキンググループで検討がなされるというふうに考えております。

1番右端の三角が策定部会、四角が検討部会というような市民検討委員会も、このような日程で考えておきまして、これらは、すべて学識の経験のお持ちの先生のご意見を伺う中で、考えたスケジュール案でございます。

ですので、冒頭で申し上げましたように、主体が市民検討委員会でございます。他市の状況を聞いてみますと、当初より半年延びたとか、1年延びたというのはかなり活発に市民検討委員会の中で検討項目数が増えたりということですので、期間の伸び縮みはあります。

延びるケースもございまして、だいたい策定期間としましては1年から2年というのが多く見受けられます。

先ほどおっしゃたように、この後半戦になると議会もやはり活発化して、この素案ができた時に議案提出までちょっと待ってくれと、我々で検討したい、勉強したいということで、議会にいったん預けるということではないですけれども、条例提出の間に、議会が勉強するという期間で1、2年さらに延びたという市も聞いております。

熱心に議会が主体的に勉強されたということで、いい意味にとっていいのか、悪い意味にとっていいのかといったら難しいところでございますけれども、やはり、議会も議員さんもこれには敏感に感じておられるようには聞いておりましたので、本市もどういう形になるかっていうのは、他市の状況を聞いてみますとこの検討委員会が進んで、色んな検討項目が具体的になってくると、やはり議会としての反応と言いますか、動きが見受けられますので、本市も同じ状況を迎えるのかなというふうには考えております。

委員長： 説明がありましたけれども、この説明に対して何かございませんでしょうか。

委員： 市民検討委員会の、三角と四角のマークについてなんです。資料の部分の説明を見ると、条例の基礎となる法を

検討するのが検討委員会ですよね。なんか策定部会の三角は・・・見方が分からないんですけど、これは検討部会というのは、どんなタイミングでやるんですか。項目別に四角のマークを入れてくれてるんですね。もう一点は、来年の4月選挙ですよね。そういうのはこれにあんまり影響はしないんですか。

事務局： わかりません。

委員長： 何もなければ、最後の案件、その他について事務局より説明願います。

事務局： それでは、その他の案件につきまして、お手元にあります参考資料2の、こちらのA3の横の、大阪府内の自治基本条例比較表でありますけれども、現在大阪府内で自治基本条例を制定している市が、先ほどの説明にもございましたけれども、11市ございまして、それぞれの条例を一覧表にしてこちらにまとめておりますので、また、それを一覧表にして記載しております。また、この場での詳細の説明は省略させていただきますけれども、委員の皆様、また各自でご覧いただきますようお願いいたします。以上でございます。

委員長： 案件につきましてはすべて終了いたしました。

事務局からの説明にもありましたとおり、本条例はこれからの自治に関する基本的な事項を定めるものであり、今後の協働を中心としたまちづくりにも影響をするものとなるため、是非、今後の取組みにつきましても是非、是非協力をお願いしたいと思います。

それではこれを持ちまして本日の委員会を閉会といたします。

ありがとうございました。